# 福島市保育士等奨学資金貸付制度の手引き (令和8年度入学者向け)

申請受付期間

令和8年1月9日(金)~2月9日(月)

福島市 こども未来部 幼保企画課

電話 024-573-2021

# 一目次—

はじめに(制度の概要) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 貸付けを希望する場合の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 修学中の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 卒業時の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 市内の保育所、幼稚園等に勤務中の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 貸付けの停止について
6. 契約の解除について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7. 奨学資金の返還について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8. 奨学資金の返還免除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9. 奨学資金の返還猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10. よくあるご質問(Q&A) ······11ページ

# 【問合せ先】

福島市 こども未来部 幼保企画課 保育士等奨学資金貸付担当 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話:024-573-2021

【各種様式の掲載先(福島市ホームページ)】

トップ>子育て・教育>保育所・幼稚園・認定こども園>保育士支援・募集>保育士 等奨学資金の募集について(以下の QR コード参照)



# はじめに(制度の概要)

#### (1)貸付制度について

この制度は、指定保育士養成施設(児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校。)並びに幼稚園教諭の普通免許状を取得するための施設(以下「養成施設等」という。)に在学している方もしくは入学を予定している方のうち、将来、福島市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として勤務する意思のある方に対し、本市から奨学資金を貸し付けることにより、養成施設等での修学を支援し、市内における保育士、幼稚園教諭等の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後1年以内に市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として就職し、 継続して5年以上勤務すると、借り受けた奨学資金の返還が全額免除されます。

#### ※貸付けの申請にあたって

この制度は、市内の保育士、幼稚園教諭等の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

養成施設等を卒業後、市内の保育所、幼稚園等に就職し、5年以上勤務する意思があるか、 申請にあたっては十分検討してください。

#### (2)奨学資金の種類

- ①奨学基本金(授業料その他の修学に関して必要な資金について貸し付けます。)
- ②入学一時金(入学金その他の入学の際に必要な資金について貸し付けます。)

#### (3)貸付対象者

- ①養成施設等に在学している方もしくは入学を予定している方。
- ②市内に引き続き1年以上住所を有している方。
  - ※市外の養成施設等に在学している方もしくは入学を予定している方は、その養成施設等に入学する目的をもって住所を移転するまで引き続き1年以上市内に住所を有していた方。
- ③養成施設等を卒業後、市内の保育所、幼稚園等において保育士、幼稚園教諭等として勤 務する意思がある方。
  - ※「保育士、幼稚園教諭等として勤務」とは、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等に従事することです。事務職としての勤務は該当しません。雇用形態は正規雇用に限りませんが、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務であることが必要です。
- ④この奨学資金の貸付けを過去に受けていない方。
- ⑤この奨学資金と同種類の奨学資金の貸付けを受けていない方。

## (4)連帯保証人

貸付申請者は連帯保証人(独立の生計を営む成人)を立てなければなりません。貸付申請者が未成年の場合は、原則親権者又は後見人を連帯保証人としていただきます。

連帯保証人は、貸付申請者が返還を求められた場合、連帯して貸付金の返還債務を負担 することになりますので、ご留意ください。

#### (5)貸付金額

①奨学基本金(年2回、半年分を学生本人の口座へ振り込みます。) 養成施設等の正規の修学期間が2年間の場合、月額5万円以内とします。 養成施設等の正規の修学期間が3年間の場合、月額3万3千円以内とします。 養成施設等の正規の修学期間が4年間の場合、月額2万5千円以内とします。

#### ②入学一時金

40万円以内とします。

※基本金・一時金共に、事務処理等の都合により、振込が遅れることがあります。

#### (6)貸付期間

貸付期間は、正規の修学期間を限度に、貸付決定された月から養成施設等を卒業する日の属する月までとなります。ただし、休学・出席停止中は貸付けを一時停止し、復学した場合又は出席停止の処分が解かれた場合には、貸付けを再開します。

#### (7)貸付利子

貸付利子は無利子です。

### (8)返還の免除

次の表の左欄に掲げる従事期間の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額の奨学資金の返還を免除します。

従事期間	免除額
3年以上5年未満	貸し付けた額の2分の1に相当する額
5年以上	貸し付けた額の全額

# 1. 貸付けを希望する場合の手続きについて

#### (1)申請

申請に必要な書類は、<u>令和8年1月9日(金)以降</u>、幼保企画課で配布を開始するほか、本市ホームページからダウンロードできるようになります。申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて幼保企画課に提出してください。

#### 【提出書類】

- □福島市保育士等奨学資金貸付申請書(令和8年1月9日福島市 HP 上で掲載予定)
- □同意書兼誓約書(令和8年1月9日福島市 HP 上で掲載予定)
- □小論文「乳児等通園支援事業(通称:誰でも通園制度)に対するあなたの考え」(任意の様式 で 800 字程度)
- 口在学又は入学を予定していることが確認できる書類(例:合格通知、学生証の写し等)
- 口住民票の写し

(本人を含む世帯全員の本籍地・筆頭者・続柄が記載された発行後3か月以内のもの)

- ※市外に転出された方は、住民票の除票又は戸籍の附票も併せて提出してください(住所 を移転するまで引き続き1年以上市内に住所を有していたことを確認するため)
- □親権者又は後見人であることを証する書類(未成年者が申請を行う場合に限る)
  - ※申請者が 18 歳以上の場合や住民票の写し等で確認できる場合は提出不要
- □保護者等の所得が確認できる書類(両親どちらも必要)
  - 例:最新年度の所得課税証明書や所得証明書等
- □連帯保証人の所得が確認できる書類
  - 例:最新年度の所得課税証明書や所得証明書等
  - ※連帯保証人が保護者等である場合は、前項目で確認できるので提出不要
- □保護者等の納税状況が確認できる書類(両親どちらも必要)
  - 例:納税証明書〈全税目が記載された最新年度のもの〉

#### <注意点>

- ・万が一書類の記載を誤ってしまった場合、訂正印での修正は不可なので、お手数をお掛けしますが、最初から書類を書き直してご提出下さい。
- ・所得が確認できる書類について、令和7年1月1日時点で福島市に住んでいない場合は、前に住んでいた自治体で最新の所得課税証明書や所得証明書等を取得し添付してください。(マイナンバーカードを使ったコンビニ交付を実施している自治体もありますのでご確認ください。)

#### (2)審查

貸付けに必要な書類を審査したのち、貸付けの可否を決定します。審査結果については、「福島市保育士等奨学資金貸付・不貸付決定通知書(様式第3号)」により申請者に通知します。

#### (3)契約

「福島市保育士等奨学資金貸付・不貸付決定通知書(様式第3号)」に、契約書及び請求書を同封しますので、必要事項を記入し添付書類と併せて提出してください。

#### 【提出書類】

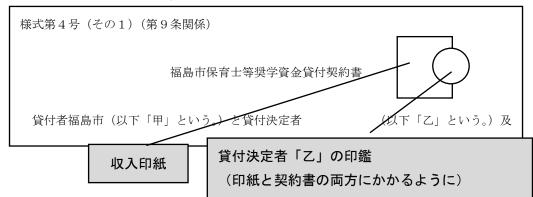
- □福島市保育士等奨学資金貸付契約書(様式第4号)・・・3部
- ※1 連帯保証人が契約書に押印するハンコは必ず実印としてください。
- ※2 契約書は3部のうち1部に収入印紙の貼付が必要となります。
- ※3 収入印紙は郵便局で購入可能な日本政府発行の印紙を貼付下さい。

#### 【印紙の金額】

契約額が10万円超50万円以下・・・・400円

50万円超100万円以下 ..... 1,000円

100万円超500万円以下……2,000円



- □福島市保育士等奨学資金貸付請求書(様式第7号)
  - ※基本金及び一時金でそれぞれ1部ずつ必要となります。
- □連帯保証人の印鑑登録証明書

#### 〇申請受付期間

令和8年1月9日(金)~令和8年2月9日(月)

#### 〇申請書類提出先

① 郵送での申請の場合

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所こども未来部幼保企画課保育士等奨学資金貸付担当宛

② 窓口での申請の場合

福島市役所3階 こども未来部 幼保企画課

(毎週月曜日~金曜日の8時30分から17時15分まで)

# 2. 修学中の手続きについて

# (1)現況確認書類の提出(奨学基本金の貸付けを受けている方)

毎年3月中旬ごろに必要書類を送付しますので、4月10日(10日が土・日・祝休日の場合は 翌開庁日)必着で幼保企画課に提出してください。

### 【提出書類】

□福島市保育士等奨学資金現況報告書(在学者用)・・・1部

#### (2)その他の届出・申請事項

以下の事由が生じた場合には、事由発生が判明次第、速やかに幼保企画課へ連絡し、必要 書類をご提出下さい。

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号等を変更したとき	
②休学又は留年したとき	- □福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 - (様式第8号(その1))
③出席停止の処分を受けたとき	
④復学したとき	
⑤出席停止の処分が解かれたとき	
⑥退学したとき	
⑦奨学資金を必要としなくなったとき	
⑧連帯保証人の住所・氏名・電話番号等に	□福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書
変更が生じたとき	(様式第8号(その3))
⑨連帯保証人を変更するとき	□福島市保育士等奨学資金連帯保証人変更申請書(様式第5号)

# 3. 卒業時の手続きについて

#### ○卒業時の報告

卒業年の3月中旬ごろに必要書類を送付しますので、添付書類を添え、4月15日(15日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日)必着で幼保企画課に提出してください。

#### 【必要書類】

- □福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書(様式第8号(その2))
- □福島市保育士等奨学資金養成施設等卒業等報告書(様式第9号)

#### 【添付書類】

- □養成施設等の卒業証明書の写し
- □保育士登録済通知書の写し
  - ※保育士証等が届きましたら速やかに、写しを幼保企画課に提出してください。

# 4. 市内の保育所、幼稚園等に勤務中の手続きについて

#### (1)現況報告書の提出

毎年3月中旬ごろに必要書類を送付しますので、毎年4月15日(15日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日)必着で幼保企画課に提出してください。

#### 【必要書類】

□福島市保育士等奨学資金現況報告書(様式第10号)

#### (2)その他の届出・申請事項

以下の事由が生じた場合には、事由発生が判明次第、速やかに幼保企画課へ連絡し、必要 書類をご提出下さい。

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号等を変更したとき ②(産前産後・病気等)休暇、育児休業等の 取得、休職または復職したとき ③市内の保育所等を退職したとき ④市内の保育所等へ転職したとき	□福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 (様式第8号(その2)) □就業等の事実を証明する書類(採用通知、 辞令、雇用契約書等の写し)
⑤連帯保証人の氏名・住所・電話番号等に 変更が生じたとき ⑥連帯保証人を変更するとき	□福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書 (様式第8号(その3)) □福島市保育士等奨学資金連帯保証人変更申請書(様式第5号)

# 5. 貸付けの停止について(奨学基本金の貸付けを受けている方)

#### (1)停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)分から奨学資金の貸付けを停止しますので、速やかに幼保企画課へ連絡してください。

- ① 休学したとき。
- ② 出席停止の処分を受けたとき。

## (2)提出書類

- □福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書(様式第8号(その1))
  - ※復学、出席停止の処分を解かれた場合にも上記書類を提出してください。貸付けを再開する手続きをします。

#### (3)提出時期

事由発生後、速やかに幼保企画課に書類を提出してください。

# 6. 契約の解除について

#### (1)解除対象

次の事由に該当する場合は、契約の解除となりますので、速やかに幼保企画課へ連絡してください。

- ① 養成施設等に入学しなかったとき。
- ② 養成施設等を退学したとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 奨学資金を必要としなくなったとき等。

# (2)提出書類

- ①②④の場合
- □福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書(様式第8号(その1))
- ③の場合
- □死亡届(様式第11号) ※相続人が提出
- □死亡診断書又は戸籍謄本等

# (3)提出時期

事由発生後、速やかに幼保企画課に書類を提出してください。

# 7. 奨学資金の返還について

#### (1)返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた奨学資金を返還していただきますので、速やかに幼保企画課へ連絡してください。

- ①契約を解除されたとき。
- ②養成施設等を卒業後、1年以内に市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として就職しなかったとき。
- ③市内の保育所、幼稚園等を従事期間5年未満で退職したとき。
- ④市内の保育所、幼稚園等における勤務形態が1日6時間かつ月20日に満たない形態に変更 となったとき。

#### (2)提出書類

事由	提出書類
①契約の解除	□福島市保育士等奨学資金返還計画書(様式第15号)
②卒業後、1年以内に市	
内保育所等に保育士	□福島市保育士等奨学資金現況報告書(様式第10号)
等として就業しなか	□福島市保育士等奨学資金返還計画書(様式第15号)
ったとき	
③就業後、5年未満で退	
職したとき	□福島市保育士等奨学資金返還計画書(様式第15号)
④勤務形態の変更	

## (3)提出時期

返還事由発生後、速やかに幼保企画課に書類を提出してください。

# (4)返還方法

返還は月払い・半年払いのどちらかの方法で、市指定の納付書による返還となります。 なお、繰上げ返還も可能です。

#### (5)返還期間

返還の事由が発生したのち、5年を限度とした期間内に返還していただきます。

※返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、遅延利息を適用し、 返還金に含めて納入していただきます。

# 8. 奨学資金の返還免除について

## (1)返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、奨学資金の全額または一部の返還が免除となりますので、速やかに幼保企画課へ連絡してください。

#### 【全額免除となる事由】

- ①養成施設等を卒業後1年以内に市内の保育所、幼稚園等に就職し、保育士、幼稚園教諭等として5年以上従事したとき。
- ※産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、従事期間として算定されません。 復職してから引き続き勤務期間として算定されます。
- ②本人が死亡したとき。
- ③心身の障害により次の事由に該当するとき。
  - ・養成施設等に在学することが困難となったとき。
  - ・市内の保育所、幼稚園等で、継続して従事することが困難となったとき。
- ※②③は、やむを得ない事情があると認められるときに、全部若しくは一部の返還を免除する場合があります。

### 【一部免除となる事由】

④市内の保育所、幼稚園等を、3年以上5年未満の従事で退職したとき。 免除額は、貸し付けた額の2分の1に相当する額です。

#### (2)提出書類

事由	提出書類
①市内保育所、幼稚園	□福島市保育士等奨学資金返還免除申請書(様式第13号)
等で5年以上の従事	□従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類
②死亡したとき	□福島市保育士等奨学資金返還免除申請書(様式第13号)
③心身障害による退学	□福島市保育士等奨学資金返還免除申請書(様式第13号)
又は退職	□事由を証明する書類(障害者手帳の写し、診断書等)
④市内保育所、幼稚園 等を、3年以上5年未 満の従事で退職	□福島市保育士等奨学資金返還免除申請書(様式第13号) □従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類

#### (3)提出時期

事由発生後、速やかに幼保企画課に書類を提出してください。

# 9. 奨学資金の返還猶予について

# (1)返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、速やかに幼保企画課へ連絡してください。

- ①契約を解除された後も、引き続き修学先養成施設等に在学しているとき。
- ②大学院に在学しているとき。
- ③病気その他のやむを得ない理由により期日までの返還が困難となったとき。

# (2)提出書類

事由	提出書類
①契約解除後も養成施 設等に在学	□福島市保育士等奨学資金返還猶予申請書(様式第19号)
②大学院に在学	□福島市保育士等奨学資金返還猶予申請書(様式第19号) □大学院に在学していることが確認できる書類
③病気その他	□福島市保育士等奨学資金返還猶予申請書(様式第19号) □事由を証明する書類(障害者手帳の写し、診断書等)

# (3)提出時期

返還猶予事由発生後、速やかに幼保企画課に書類を提出してください。

# 10. よくあるご質問(Q&A)

質問	回答
1. 福島市内に住んでいなくても貸付けを受	
けられますか。	る方が対象です。または、市外の養成施設等
	に在学し、又は入学を予定していて市外に住
	所を移転している方であっても、養成施設等
	に入学するまで又は養成施設等に入学する
	目的をもって住所を移転するまで引き続き1
	年以上市内に住所を有している場合対象と
	なります。
	6.76.75
2. 「市内の保育所、幼稚園等」とは、どうい	公立・私立の認可保育所、公立・私立の認
った施設になりますか。	定こども園、小規模保育事業、事業所内保育
	事業、公立・私立の幼稚園、認可外保育施
	設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入
	所施設、児童発達支援センター、児童心理治
	療施設です。
3. 病気などの理由で卒業後1年以内に就職	病気などの理由が継続する期間が見込め
できなかった場合はどうなりますか。	る場合には、申請により、その期間における
	返還を猶予します。ただし、卒業後1年間に
	追加できる猶予期間は、1年以内を想定して
	います。その期間内に就職した場合には、そ
	こから5年間の従事により返還の全額免除
	の対象となります。
	また、特に重い病気などにより就職の目処
	が立たない場合には、返還の免除の対象と
	なります。
4. 市内の保育所、幼稚園等で5年間従事す	引き続き市内の保育所、幼稚園等におい
る前に、結婚して市外に引っ越すことにな	て保育士、幼稚園教諭等として勤務し、延べ
った場合はどうなりますか。	5年間従事する場合、全額免除の対象となり
また、市外で働くこととなった場合はど	ます。
うなりますか。	また、市外で働くこととなった場合、市内
	の保育所、幼稚園等の保育士、幼稚園教諭等
	として従事した期間に応じて、返還の対象と
	なります。

Г	,
5. 市内の保育所等で5年間従事する前に子	5年間従事する前に退職した場合、病気そ
育てのために退職して、10年後に再度市	の他のやむを得ない理由があり、当該理由
内の保育所等で従事する場合はどうなり	の継続する経過後、引き続いて再び市内の
ますか。	保育所等において、保育士等としてその業務
	に就き、及び引き続き保育士等としてその業
	務に従事する場合、従事期間を通算します。
	ご質問のケースは、退職する時点で再就
	職の見込・意思が確認できないため、従事期
	間に応じた返還の対象となります。また、い
	ったん返還を行っていただいた後は、その後
	再就職したとしても奨学資金をお戻しするこ
	とはできません。
6. 卒業後就職した市内の保育所、幼稚園等	可能です。引き続き保育士、幼稚園教諭等
を退職し、市内の他の保育所、幼稚園等に	として従事する場合、両方の従事期間を通算
転職することは可能ですか。	します。
7. 産休・育休の期間は、従事期間に含める	含めることはできません。産休・育休期間
ことができるのでしょうか。 	を除いて、5年間従事した場合、返還の全額
	免除の対象となります。 
8. 貸付けを受ける期間は、1年間でも可能	1年間でも可能です。(貸付けの期間は、貸
ですか。	付けの契約に定められた月から当該契約の
	締結時に内定または在学している養成施設
	を卒業する日の属する月までの期間になり
	ます。)
9. 市税を滞納している世帯の子であって	貸付けの申請をしていただくことは可能 は可能
9. 印代を帰納している世帯の子であっても、貸付けを受けることができますか。ま	買的けの中調をしていたたくことは可能
た、生活保護世帯の子であっても、貸付け	です。たたし、負的決定の選号にあいて、同
	枕い/柿柳寺で堆跡とせていただまり。
を受けることができますか。 	
10. 他の奨学資金との併給は可能ですか。	福島市保育士等奨学資金と同種類の養成
	施設等への修学に係る奨学資金その他これ
	に類するものの貸付け又は給付との併給は
	できません。例えば、日本学生支援機構の奨
	学金との併給はできますが、福島県保育士
	修学資金との併給はできません。

11. パートタイム保育士でも、返済債務の免除対象となりますか。	雇用形態は正規雇用に限りませんが、1日 6時間以上かつ月20日以上の勤務であるこ とが免除対象の条件となります。
12. 申請は保護者でも可能ですか。	申請者は貸付対象者になります。書類の 提出は、申請者の委任状添付により、保護者 でも可能です。
13. 短期大学から4年制大学へ編入後、引き続き貸付けを受けることはできますか。	4年制大学へ編入後、貸付けを受けることはできません。短期大学卒業時に「3. 卒業時の手続きについて」を参照の上、手続きが必要となります。 また、4年制大学へ編入後毎年3月31日の状況を確認する必要がありますので、福島市保育士等奨学資金現況報告書(様式第10号)に在学していることが確認できる書類を添えてご提出ください。 なお、卒業後、市内の保育所、幼稚園等に保育士、幼稚園教諭等として従事した場合、福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書(様式第8号(その2))をご提出ください。
14. 養成施設等に在学中に留年したときは どうすればいいですか。 奨学基本金の貸付けを受けることはでき ますか。 15. 返還となった場合、月賦での返還が困	福島市保育士等奨学資金異動事項等届出書(様式第8号(その1))をご提出ください。 留年期間は貸付けを受けることができません。 正当な理由がない場合、一括返還となり
難となり、その月の返還期日までに返還 できなかった場合どうなりますか。	ます。また、延滞利息が発生した場合、併せて納付していただきます。
16. 申請したいのですが、申請期間内に養成施設等への入学が決まっていません。 そのような場合でも申請することができますか。	可能です。 ただし、貸付契約の締結は入学決定後と なりますので、入学前に入学一時金を支払う ことができない場合があります。